

第3次男女共同参画基本計画に関する
施策の評価等について
(第9分野) (各府省作成資料)

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

1 主な施策の取組状況

- ・平成13年度から毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、ポスターやリーフレットを作成、配布し、また運動期間中、インターネットテレビ・ラジオ番組等を通じた広報啓発を実施している。
- ・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成し、ホームページに掲載し、広く国民に周知するとともに、シンボルマークの活用を促している。
- ・若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材として『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』（平成22年3月作成、平成24年12月改訂）を作成し、若年層及び若年層に対して指導的立場にあるものを対象に、本教材等を活用した研修事業を継続的に実施するとともに、地方公共団体や民間団体が本教材に基づく研修を実施する際は、要望に応じて本教材の印刷媒体及び本教材等のデータを収録したDVDを提供するなどし、上記研修の参加者以外にも、予防啓発教育・学習に関する情報提供や助言を行っている。

2 取組結果に対する評価

- ・平成13年度から毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」は、定着化し、国民に広く広報することにより意識啓発を図ることができた。
また、運動のイベントであるパープル・ライトアップについて、平成24年度は、全国9施設で実施したが、平成25年度には全国22か所で実施しており、徐々に浸透してきている。
- ・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの作成により、女性に対する暴力の問題に対する社会の認識を更に深めることができた。
- ・若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修について、研修終了後の参加者アンケートによると、研修について「非常に有用であった」または「有用であった」と答えた参加者の割合は80%以上（平成25年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」①指導者向け研修（大阪開催）93.1%、②指導者向け研修（東京開催）92.9%、③若年層向け研修（東京開催）83.9%）であり、概ね高い評価を得ている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・今後も、関係機関と連携し、より効果が上がるような内容となる「女性に対する暴力をなくす運動」を検討し、実施していくとともに、メディアを通じた広報活動を実施していく。
- ・ 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修に参加したものが、研修終了後に各所属先において、研修で習得した知識等を活かした予防啓発活動を展開できるよう、研修内容の工夫を試みる。

4 参考データ、関連政策評価等

【若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果】

- ・ 研修について「非常に有用であった又は有用であった」と回答した割合
平成 23 年度：82.3% 平成 24 年度：87.3% 平成 25 年度：90.0%

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

1 主な施策の取組状況 ・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、ドメスティック・バイオレンスを含む女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。
2 取組結果に対する評価 ・「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、女性に対する暴力を予防・根絶するという計画の要請にかなった活動を行っていると評価する。
3 今後の方向性、検討課題等 ・今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取組んでいくこととする。
4 参考データ、関連政策評価等

府省名： 文部科学省

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

1 主な施策の取組状況

・文部科学省では、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っている。

2 取組結果に対する評価

・女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成に資するものであったと考えられる。

3 今後の方向性、検討課題等

・引き続き、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っていく。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり****ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成****1 主な施策の取組状況**

- ・ 風営適正化法において、風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をすることが禁止されているほか、性風俗関連特殊営業は、その営業につき、広告制限区域等において広告物を表示すること、人の住居等にビラ等を頒布すること等が禁止されており、都道府県警察において違法な広告物の撤去等の指示及び取締りを行っている。

2 取組結果に対する評価

- ・ 視覚及び聴覚に訴えるチラシや看板等の広告等について規制し、撤去等の指示及び取締りを行っているところ、平成25年中の広告宣伝違反に係る行政処分は151件（うち指示処分146件）、検挙件数は49件、検挙人数は25人となっている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・ 引き続き必要な指示により違法状態の是正を図っていくほか、悪質な違反に対しては徹底した取締りを行っていく。

4 参考データ、関連政策評価等

○ 風営適正化法違反の行政処分件数の推移

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
広告宣伝違反	行政処分件数	168	151	204	151
	うち指示処分件数	165	149	199	146

○ 風営適正化法違反の検挙状況の推移

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
広告宣伝違反	件数	60	81	52	49
	人員	14	39	26	25

（出典「平成25年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成）

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

イ 相談しやすい体制等の整備

1 主な施策の取組状況

① 相談・カウンセリング対策等の充実

- ・被害者の的確かつ迅速な保護が図られるよう、被害者が相談し易い（最寄りの相談機関の電話番号等を簡便かつ迅速に調べられる）環境を整備することを目的として、平成21年1月に全国統一の電話番号を設け、電話を掛けた者が希望する地域の相談窓口の電話番号を自動音声で答える「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ：24時間・365日対応）」を運営している。
- ・内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、最新の相談窓口を掲載するとともに、毎年11月に行われる「女性に対する暴力をなくす運動」に際して、相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し、相談窓口の所在を広く国民に周知している。
- ・配偶者からの暴力及び性犯罪による被害について相談窓口を周知し、一人で悩む被害者に相談を促すため、「パープルダイヤラー性暴力・DV相談電話ー」を設置（平成23年2月8日から同年3月27日までの間）し、緊急かつ集中的に相談対応を行った。
- ・内閣府では、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援やカウンセリングについて知見のある専門家や民間団体の支援者等を講師に迎え、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」、「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」及び「性犯罪被害者支援体制促進事業」を実施している。
また、「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成し、女性に対する暴力被害者の支援にあたる支援者に対し、心理カウンセリングや自助グループに関する情報提供を行っている。
- ・地方自治体等における男性に対する相談体制を整備することを目的に、担当行政職員を対象としたマニュアル（参考資料）を作成し、関係機関に配付した。

② 研修・人材確保

- ・職務として被害者と直接接することとなる警察官、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所を含む。）職員、男女共同参画センター職員、人権擁護委員等を対象として、男女共同参画の観点から、被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう研修（依頼講義を含む。）を実施している。
- ・女性に対する暴力の被害者支援体制の強化および相談員の質の向上を目的とし、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（対象：配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の長、地方自治体の支援センター主管部（室）の企画行政職、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員）」、「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修（対象：地方公共団体の企画行政職、若年層に対して指導的立場にある教育機関等の職員、官民の相談機関の相談員及びおよび若年層）」及び「性犯罪

被害者支援体制促進事業（対象：地方自治体の企画行政職及び官民の相談機関の相談員）」を実施している。各研修では、ケーススタディの手法を用いて、具体的事例に基づく解説や協議を行っている。

- ・支援センターの設置促進にむけて、支援センターを新たに設置する予定の地方公共団体に対して、アドバイザー派遣を実施するとともに、既に支援センターを設置した地方自治体の取組事例を取りまとめ、好事例の共有を図っている。

④ 関係機関の連携の促進

- ・平成 25 年の配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を開催し、地方自治体や民間団体の取扱いについてヒアリングを行うとともに、基本的な方針の見直しについて協議した。
- ・平成 25 年 6 月に行われた配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、同年 12 月、基本方針を改正するとともに、配偶者暴力防止法の改正内容について記載したパンフレット「STOP THE 暴力」（平成 26 年改訂版）を作成し、ホームページに掲載し、周知を図った。
また、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、法制度等の広報啓発を行っている。
- ・「配偶者からの暴力 相談手引」改訂版を作成、配布し、法制度の周知を図った。

2 取組結果に対する評価

① 相談・カウンセリング対策等の充実

- ・DV相談ナビについては、市役所等に「DV相談ナビの広報カード（内閣府作成）」などを置いて周知を図っている。
- ・国民に必要な情報を提供することにより、暴力を容認しない社会風土の醸成と被害に遭われている方への早期支援提供に繋がっている。また、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーに係る各機関の窓口を掲載したリーフレットを作成・広報することで、適切な支援提供がなされるとともに、被害の未然防止や深刻化を防ぐことに繋がっている。
- ・電話相談「パープルダイヤル」では、期間中、約 2 万 3 千件の相談が寄せられ、女性に対する暴力被害の深刻な状況と支援の課題が明らかとなった。
- ・平成 25 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」（相談員向け）のアンケートによると、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援やカウンセリング等に関する事例検討等を行う分科会「困難な問題を抱えた当事者への支援」のためのノウハウやスキルを学ぶことができたかどうかの達成度について、「十分できた」と回答したのは全体の 31.9%、「おおむねできた」と回答したものは 60.2%であった。
- ・男性に対する相談体制を整備することを目的としたマニュアルの作成により、相談対応にあたる相談員への支援に資すると考える。

② 研修・人材確保

- ・研修終了後の取組みを調査するフォローアップアンケートの結果によると、参加者の約 7 割が研修で習得した知見等について、被害者の支援等に反映していると回答している。
平成 25 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のフォローアップアンケートによると、「女性に対する暴力の被害者への支援等にワークショップで得た情報を反映している」と回答したのは、支援センター長 68.7%、企画行政職 71.4%、相談員 79.0%であった。また、同アンケートにおいて、相談員のうち、「支援センターにおける相談員の役割に

について考えることにより相談員としての意識が高まった」と答えたのは、96.0%であった。

④ 関係機関の連携の促進

- ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を開催し、地方公共団体（埼玉県、大阪府）及び民間団体（全国シェルターネット）と意見交換を行い、被害者支援に係る現状、課題等についての情報共有と共通認識を持つことができた。また、関係省庁との検討、連絡を行うことにより、基本方針の改正作業が円滑に行われた。
- ・配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえたより具体的な施策の推進を図ることができた。
- ・配偶者暴力防止法の改正に伴い、改正内容及び支援要領等を掲載したマニュアルを作成し、配布することにより、現場における相談員に法を周知し、制度の的確な運用を推進することができたものとする。
- ・配偶者暴力防止法の改正内容など、可能な限り迅速に、分かりやすい構成のパンフレットを作成し、ホームページで公表することにより、より多くの国民に周知徹底することができた。

3 今後の方向性、検討課題等

① 相談・カウンセリング対策等の充実

- ・引き続き、DV相談ナビの運営を実施する。しかしながら、提供する情報量（相談窓口数）が多く、被害者が必要とする最寄りの相談窓口の情報に辿り着くまで数分を要している実態にあることから、被害者の利便性向上の観点から、本ナビにより提供する情報の範囲等について見直しを検討する。
- ・内閣府のホームページについては、被害者が必要としている相談窓口、女性に対する暴力の現状や法律の内容など、最新のデータに更新しつつ必要な情報提供を行っていく。
- ・地方公共団体等関係機関の取組を促し、相談体制の充実強化に取り組んでいく。
- ・各研修事業については、これまでの参加者アンケートの結果を踏まえつつ、法改正の状況や被害の傾向等、開催年度の情勢に沿って、必要に応じ研修内容や対象者の見直しを行う。
- ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するように、改訂が必要である。
- ・男性に対する相談体制整備マニュアル内容の浸透を図るため、男性相談担当者研修等の機会を通じて趣旨や対応の留意点等の徹底を図る。

② 研修・人材確保

- ・引き続き、職務として被害者と直接接することとなる機関の職員等を対象として、男女共同参画の観点から、被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるようより一層研修に努めていく。
- ・各研修事業については、これまでの参加者アンケートの結果を踏まえつつ、法改正の状況や被害の傾向等、開催年度の情勢にそって、必要に応じ研修内容や対象者の見直しを行う。
- ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を踏まえ、必要な改訂を行う。

④ 関係機関の連携の促進

- ・引き続き、女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を開催し、情報や認識の共有に努めていく。
- ・引き続き、法改正の内容の周知等、広報啓発に努めていく。

4 参考データ、関連政策評価等

① 相談・カウンセリング対策等の充実

※ DV相談ナビは、利用に当たり性別等を入力することなく必要な情報を得ることができる仕様としているため、男女別の着信件数の把握はできない。

年 度	着信件数
平成22年度	9, 855
23年度	8, 882
24年度	11, 220
25年度	6, 624

② 研修・人材の確保

【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】

・ワークショップに参加した満足度

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支援センター長向け	86.2%	81.1%	88.8%	88.5%
企画行政職向け		95.5%	95.0%	
相談員向け	91.8%	93.8%	95.1%	

・困難な問題を抱えた当事者への支援のためのノウハウやスキルを学ぶことができたかという項目に対して、「十分できた・おおむねできた」と回答する割合（相談員向け）

平成23年度：93.3% 平成24年度：95.1% 平成25年度：92.1%

・「女性に対する暴力の被害者への支援等にワークショップで得た情報を反映している」と回答した割合

	平成25年度
支援センター長向け	68.7%
企画行政職向け	71.4%
相談員向け	79.0%

・「支援センターにおける相談員の役割について考えることにより相談員としての意識が高まった」と回答する割合（相談員向け）

平成23年度：98.0% 平成24年度：87.3% 平成25年度：90.0%

【若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果】

・研修について「非常に有用であった又は有用であった」と回答した割合

平成23年度：82.3% 平成24年度：87.3% 平成25年度：90.0%

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
イ 相談しやすい体制等の整備****1 主な施策の取組状況****① 相談・カウンセリング対策等の充実**

- ・ 交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出への対応を行った。
- ・ 女性からの被害相談をはじめとする相談事案に対する迅速かつ確実な組織対応を行うため、全国の警察本部及び警察署の総・警務部門に相談を受理するための総合窓口（以下「総合窓口」という。）を設置している。
- ・ 総合窓口については、都道府県警察の実情に応じた相談対応の体制を計画的に整備している。
- ・ 総合窓口について、ウェブサイト、各種広報誌等による情報提供を推進し、被害等の不安に困り苦しむ女性等の要望に応える体制を整備している。
- ・ 精神的打撃を受けた被害者の回復を支援するため、被害者からの相談を担当する職員を配置し、電話又は面接によるカウンセリングを実施している。また、部外の精神科医、臨床心理士等にカウンセリングの委嘱を実施している。

② 研修・人材確保

- ・ 女性に対する暴力事案に従事する女性警察官の配置の拡充を図るために、各都道府県警察では、女性警察官採用拡大計画に基づき、女性警察官の採用に力を入れている。
- ・ 新たに採用された警察職員や各階級に昇任する警察職員に対し、警察学校での研修において、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力事案の捜査要領、被害者への配慮等について理解させるための教育を実施している。また、女性に対する暴力事案の捜査に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門的教育や警察本部等における研修会において、被害者の人権に配慮した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能を修得させるための教育を行っている。

③ 厳正かつ適正な対処の推進

- ・ 被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

④ 関係機関の連携の促進

- ・ 各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。
- ・ 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。
- ・ ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っているほか、ストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じている。
- ・ ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施している。

2 取組結果に対する評価

① 相談・カウンセリング対策等の充実

- ・ 地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出に対して適切に対応した。鉄道警察隊においては、女性警察官の配置、交番に配置された女性警察官との連携等を実施し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての女性からの相談、被害の届出に適切に対応した。
- ・ 全国の警察本部及び警察署の総・警務部門に相談を受理するための総合窓口が設置され、特にストーカー事案、配偶者からの暴力事案等重大事件に発展するおそれのある相談事案を認知した場合は、警察の各部門と連携するなど、迅速な組織対応による被害等の潜在化及び未然防止に向けた取組を徹底した。
- ・ 総合窓口には、相談への対応を 24 時間可能とするため、相談担当者や当直勤務員を配置するとともに、女性相談者が女性職員による対応を希望する場合には、速やかに対応できる体制の確保に努めた。
- ・ 9月11日の「警察相談の日」を中心とし、総合窓口その他都道府県警察で開設している相談窓口及び警察相談専用電話「#9110」番を周知するため、窓口の名称等を警察庁及び各都道府県警察のホームページ、政府広報オンライン等に掲載したほか、ポスター、パンフレット等の作成・配布等を行った。
- ・ 専門的な教育を受けた警察職員が犯罪被害者に対するカウンセリングを行っているほか、部外の専門家に対しカウンセリングの委嘱を行うことにより犯罪被害者の精神的な被害の回復に努めている。

② 研修・人材確保

- ・ 最近では、毎年 1,000 人を超える女性警察官を採用しており、女性警察官数は年々増加している。
- ・ あらゆる研修により、警察職員の女性被害者に対する配慮及び適正な対応に関する意識の醸成が図られているほか、女性に対する暴力事案では専門的な教育を受けた捜査員により被害者の人権に配慮した適正な職務執行が行われている。

③ 厳正かつ適正な対処の推進

- ・ 事案に応じた厳正かつ適正な対処を推進している。

④ 関係機関の連携の促進

- ・ 各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っているところ、警察は、それらの団体の運営を支援しており、そうした施策を通じて犯罪被害者が相談しやすい体制確保に努めている。
- ・ 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に関して、既存の法制度の的確な運用及び周知に努めている。

3 今後の方向性、検討課題等

① 相談・カウンセリング対策等の充実

- ・ 引き続き、地域の特性、犯罪発生状況等を勘案した上で交番に女性警察官を配置し、相談体制の充実を図る。
- ・ 今後も、女性からの被害相談をはじめとする相談事案に対する迅速かつ確実な組織対応を行うため、総合窓口と警察の各部門との連携を促進し、被害等の潜在化及び未然防止を図る。
- ・ 都道府県警察の実情に応じ、女性職員による速やかな相談対応ができる体制の確保に向けた指導・助言を行っていく。
- ・ 「警察相談の日」に限ることなく、年間を通じ、あらゆる機会に総合窓口、「#9110」番等を周知するための情報提供を推進する。

② 研修・人材確保

- ・ 今後とも、女性に対する暴力事案に従事する女性警察官の配置の拡充を図るために、女性警察官の採用拡大を推進していく。
- ・ 引き続き警察学校等において、女性に対する暴力事案への適正な対応等に関する教育を継続して行っていく。

③ 厳正かつ適正な対処の推進

- ・ 引き続き、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、加害者の検挙等の措置を講ずるとともに、被害者の安全な場所への避難、身辺警戒等の被害者支援を迅速・的確に講じていく必要がある。

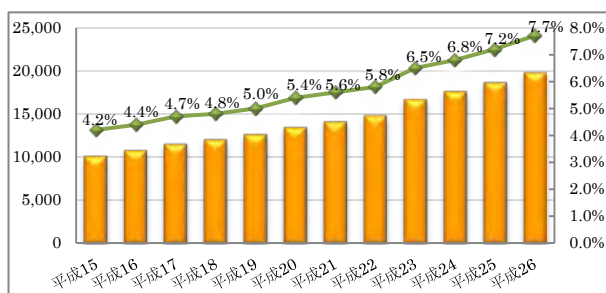
④ 関係機関の連携の促進

- ・ 引き続き、部外の専門家と連携し、また各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている分科会や上記ネットワーク等を通じた連携を密にし、犯罪被害者が相談しやすい体制の確保に努めていく。
- ・ 引き続き、既存の法制度の的確な運用及び周知に努める。
- ・ ストーカー行為等の規制等の在り方については、平成 26 年 8 月に、警察庁の有識者検討会において、今後の検討及び取組の方向性が提示されたところであり、今後、その内容を具体化するための取組を推進する。

4 参考データ、関連政策評価等

② 研修・人材確保

- ・ 女性警察官の推移



④ 関係機関の連携の促進

- ・ 被害者支援地域ネットワーク設置 1,169 警察署（平成 26 年 4 月現在）（平成 25 年度実績評価書）
- ・ 民間被害者支援団体における相談受理件数 24,177 件（平成 25 年度）
- ・ 民間被害者支援団体における直接支援件数 8,150 件（平成 25 年度）
- ・ 警察から民間被害者支援団体に対する情報提供件数 899 件（平成 25 年度）

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
イ 相談しやすい体制等の整備**1 主な施策の取組状況****① 相談・カウンセリング対策等の充実**

・(1) 検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

・(2) 法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(全国共通ナビダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行っている。また、女性の人権ホットライン等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設するなど、様々な人権問題に悩む方々からの電話相談に応じている。

法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」及び人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明した冊子「人権擁護委員あなたの街の相談パートナー」を作成し、人権週間、人権擁護委員の日を中心とする講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。

法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図っている。加えて、首都圏及び関西圏の電車内で人権擁護機関の周知に関するトレインチャンネルの放送といった周知活動にも取り組んでいる。

・(3)

(犯罪被害者等に対する情報提供)

・法テラスは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力し、全国各地の相談窓口等の情報を収集した上、コールセンターや地方事務所において、犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)に対し、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供している。

また、法テラスは、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を確保した上、犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)に対し、確保した弁護士を紹介している。

(民事法律扶助制度等)

・法テラスでは、資力の乏しい者について、無料法律相談の実施や、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行うという民事法律扶助業務や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。

暴力を受けた女性も、資力が乏しければ、この民事法律扶助制度等を利用して、弁護士等による無料法律相談を受けたり、その加害者等を相手方とする損害賠償請求等を行うに当たって民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等(弁護士等との打合せに同行させたカウンセラーに支払う費用も含まれる。)の立替えといった援助を受けることができる。

(国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等)

・犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)が、その加害者等が被告人となっている被告事件について、裁判所等の許可を得て、被害者参加人として公判廷で意見陳述等を行うに当たり、資力の乏しい被害者参加人については、裁判所等に選定された国選被害者参加弁護士による法的助言を受けることができる。

法テラスは、その国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士を確保し、裁判所等からの依頼に応じて、裁判所等に対し、国選被害者参加弁護士の候補者を指名通知するなどの業務を行っている。

（職員の能力向上）

・法テラスでは、上記各業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に参加するなどして関係機関等との連携強化に努めているほか、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、犯罪被害者等（暴力を受けた女性を含む。）の心情に配慮した対応を行うなどの二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして、担当職員の能力向上に努めている。

2 取組結果に対する評価

① 相談・カウンセリング対策等の充実

・（１）計画の要請を満たしている。
・（２）取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。

なお、参考データのとおりに、平成 25 年においては、25 万 6,447 件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案 2 万 2,172 件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

・（３）法テラスの犯罪被害者等支援に係る上記各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。

3 今後の方向性、検討課題等

① 相談・カウンセリング対策等の充実

・（１）今後も同様の取組を実施する。
・（２）今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。
・（３）法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る各取組をより一層充実させるため、引き続き、担当職員の研修を行うなどして、その能力の向上を図るほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（特に女性弁護士）の人数の確保に努めていく必要がある。

4 参考データ、関連政策評価等

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（出典）法務省「人権侵犯事件統計」、法務省人権擁護局調べ

○ 女性の人権ホットラインの利用件数と主な相談の内訳

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
暴行虐待	2,003	2,183	2,111	1,813
強制・強要（セクハラ・ストーカーを除く）	1,920	1,501	1,307	1,254
セクハラ	355	413	402	334
ストーカー	301	321	328	438
その他	18,710	17,590	17,572	17,280
合計	23,289	22,008	21,720	21,119

（出典）法務省人権擁護局調べ

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
イ 相談しやすい体制等の整備**1 主な施策の取組状況****② 研修・人材確保**

- ・(1) 新任保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。
- ・(2) 法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する研修を実施している。
- ・(3) 入国管理局職員に対して、人権問題に関する理解と認識を深めることを目的として、在職年数等に応じた研修や人権に関する教育に特化した研修において、人権に関する講義を実施している。
また、地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象に、関係府省庁、国際機関、NGO等から様々な講師を招き、人身取引及び配偶者からの暴力の被害者保護に万全を期し、適切に対応するための専門的な研修である「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」を実施している。
- ・(4) 人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。

2 取組結果に対する評価**② 研修・人材確保**

- ・(1) 法務省内外の講師による幅広い視点からの講義を行うことにより、女性に対する配慮等を含む犯罪被害者等への適切な対応について一定の成果を挙げていると評価している。
- ・(2) 計画の要請を満たしている。
- ・(3) 入国管理局においては、在職年数等に応じた研修や人権に関する教育に特化した研修を通じて、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
また、関係府省庁を始めとする外部講師の協力を得て人身取引及び配偶者からの暴力に関する基礎知識を身に付けるとともに、人身取引及び配偶者からの暴力事案への対処方法等を習得させるなど、地方入国管理官署の職員が適切な対応をとることができるよう努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
- ・(4) 取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。
なお、参考データのとおり、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

3 今後の方向性、検討課題等

② 研修・人材確保

- ・(1)現在の研修における法務省内外の講師による講義について、継続的に実施する。
- ・(2)今後も同様の取組を実施する。
- ・(3)今後も引き続き、入国管理局職員に対する人権に関する教育の充実強化に努めていく予定であり、継続的に地方入国管理官署の職員に対する研修を実施し、より一層の被害者保護に努めていく。
- ・(4)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

4 参考データ、関連政策評価等

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵害事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（出典）法務省「人権侵害事件統計」、法務省人権擁護局調べ

○ 女性の人権ホットラインの利用件数と主な相談の内訳

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
暴行虐待	2,003	2,183	2,111	1,813
強制・強要（セクハラ・ストーカーを除く）	1,920	1,501	1,307	1,254
セクハラ	355	413	402	334
ストーカー	301	321	328	438
その他	18,710	17,590	17,572	17,280
合計	23,289	22,008	21,720	21,119

（出典）法務省人権擁護局調べ

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり****イ 相談しやすい体制等の整備****1 主な施策の取組状況****③ 厳正かつ適切な対処の推進**

・人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。

2 取組結果に対する評価**③ 厳正かつ適切な対処の推進**

・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。

なお、参考データのとおりに、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

3 今後の方向性、検討課題等**③ 厳正かつ適切な対処の推進**

・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

4 参考データ、関連政策評価等

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵害事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（出典）法務省「人権侵害事件統計」、法務省人権擁護局調べ

○ 女性の人権ホットラインの利用件数と主な相談の内訳

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
暴行虐待	2,003	2,183	2,111	1,813
強制・強要（セクハラ・ストーカーを除く）	1,920	1,501	1,307	1,254
セクハラ	355	413	402	334
ストーカー	301	321	328	438
その他	18,710	17,590	17,572	17,280
合計	23,289	22,008	21,720	21,119

（出典）法務省人権擁護局調べ

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり****イ 相談しやすい体制等の整備****1 主な施策の取組状況****④ 関係機関の連携の促進**

・(1)法テラスでは、各地方事務所において、都道府県警察等が事務局となっている被害者支援連絡協議会に参加している。

上記協議会等を通じて、法テラスが行っている、①犯罪被害者等（配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。）に対する相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者等（配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。）支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③資力の乏しい者（配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。）に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替え、④国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等、⑤被害者参加人（配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。）に対する旅費等の支給等について、その実績及び利用方法を積極的に発信し、法テラスが提供できる犯罪被害者等に対する支援制度の周知に努めた。

また、全国の地方事務所を通じて関係機関等へリーフレットを配布することにより、関係機関等と連携して犯罪被害者等への案内に当たっている。

さらに、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等にも取り組むとともに、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。

・(2) 人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、関係機関と連携を図りながら、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。

2 取組結果に対する評価**④ 関係機関の連携の促進**

・(1)法テラスの犯罪被害者等支援に係る上記各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。

・(2) 取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。

なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

3 今後の方向性、検討課題等**④ 関係機関の連携の促進**

・(1)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る上記各取組をより一層関係機関に浸透させて、引き続き、その周知徹底を図りながら、より充実した犯罪被害者支援に取り組むほか、担当職員の研修を行うなどして、犯罪被害者等への配慮に関する能力の向上を図る必要がある。

・(2) 今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

4 参考データ、関連政策評価等

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
「子どもの人権 110 番」における相談件数	27,710	25,914	28,384	28,847
「女性の人権ホットライン」における相談件数	23,289	22,008	21,720	21,119
児童・生徒から送付された子どもの人権 SOS ミニレターの通数	22,593	22,329	20,144	18,272
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数	650	513	606	671
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

- 関連政策評価
平成 25 年度法務省事後評価報告書

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり****イ 相談しやすい体制等の整備****1 主な施策の取組状況****①相談・カウンセリング対策等の充実**

・婦人相談所の夜間・休日対応を促進するため、厚生労働省においては、各都道府県に対する補助事業を行っている。

②研修・人材確保

・婦人相談所の職員に係る研修について、厚生労働省においては、年一回二日間の日程で、婦人相談所長に対する研修会を行っている他、婦人相談所の指導者的な相談員に対して、国立保健医療科学院において、年一回三日間の日程で研修会を実施している。

④関係機関の連携促進

児童虐待・DV 統合補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」を実施している。

2 取組結果に対する評価**①相談・カウンセリング対策等の充実**

・第3次男女共同参画基本計画が開始した平成22年度以降、児童虐待・DV 統合補助金の中の「売春・DV 対策機能強化事業」において、婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための事業を、継続して実施している。(25年度：37都府県で実施)

②研修・人材確保

・国立保健医療科学院での研修会について、参加者は増加した。

④関係機関の連携促進

・DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業について、平成25年度は44都道府県において実施された。

3 今後の方向性、検討課題等**①相談・カウンセリング対策等の充実**

・児童虐待・DV 統合補助金中の「婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための事業」について、継続して事業を実施する予定である。

②研修・人材確保

「国立保健医療科学院での研修会」について、継続して事業を実施する予定である。

④関係機関の連携促進

・児童虐待・DV 統合補助金中の「DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」について、継続して事業を実施する予定である。

4 参考データ、関連政策評価等

・児童虐待・DV 統合補助金（本補助金の中で、婦人相談所の休日・夜間の電話相談体制を促進するための事業、DV被害者保護支援都道府県ネットワーク事業等を実施している。）

平成 22 年度予算額 2,505,705 千円の内数

平成 26 年度予算額 3,742,620 千円の内数

府省名： 文部科学省

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
イ 相談しやすい体制等の整備

1 主な施策の取組状況

・文部科学省においては、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう法科大学院に促している。法科大学院においては、これに応え、男女共同参画の観点から雇用、暴力、犯罪等の分野における課題などを考察する授業科目を開設するなどの取組が行われている。

2 取組結果に対する評価

・女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりに資するものであったと考えられる。

3 今後の方向性、検討課題等

・真に国民の期待と信頼に応え得る法曹が養成されるよう、引き続き各法科大学院の取組を促す。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

1 主な施策の取組状況

- ・被害者支援等を行う官民双方向の支援・連携の促進等を目的とし、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（対象：支援センターの長、地方自治体の支援センター主管部（室）の企画行政職及、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員）」、「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修（対象：地方公共団体の企画行政職、若年層に対して指導的立場にある教育機関等の職員、官民の相談機関の相談員及び若年層）」及び「性犯罪被害者支援体制促進事業（対象：地方自治体の企画行政職及び官民の相談機関の相談員）」を実施している。
- ・平成25年12月、基本方針の改正に際し、民間団体との連携についての項目を追加、官民双方の連携体制の強化と被害者に対する的確な支援を促した。
- ・内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、暴力の形態や属性等の応じた支援等に関する情報を提供している。
- ・被害者が実態に即した支援を受けることができる効果的な支援の在り方等を検討する取組みの一環として、平成26年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。

2 取組結果に対する評価

- ・研修終了後の取組みを調査するフォローアップアンケートの結果によると、参加者の約7割が研修で習得した知見等について、被害者の支援等に反映していると回答している。なお、平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のフォローアップアンケートによると、「女性に対する暴力の被害者への支援等にワークショップで得た情報を反映している」と回答したのは、支援センター長68.7%、企画行政職71.4%、相談員79.0%であった。
- ・基本方針を改正し、民間団体との連携について具体的に記載することにより、地方公共団体と被害者支援を行っている民間団体との連携が強化され、より適切な相談業務の実施に繋がっている。
- ・暴力の形態、被害者支援内容、相談窓口、被害実態等の情報を、内閣府のホームページを通じて国民一般に広く広報を行うことにより、潜在化している暴力被害を顕在化させ、様々な支援が提供されることの周知を図ることができた。
- ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」において、採択された各地方公共団体が実施したモデル事業について、有識者により、被害者支援体制の構築・強化、被害者相談機能強化、急性期における被害者支援の機構強化、広報啓発活性化の取組ごとに、その効果等を検証する。（効果の検証結果や評価の実施時期については、各実施年度の年度末。）

3 今後の方向性、検討課題等

- ・各研修事業については、これまでの参加者アンケートの結果を踏まえつつ、法改正の状況や被害の傾向等、開催年度の情勢にそって、必要に応じ研修内容や対象者の見直しを行う。
- ・被害者支援については、官民双方の緊密な連携が重要な課題であり、今後とも、連携強化に向けた仕組みの構築を促すための検討を重ねていく。
- ・「配偶者からの暴力被害者支援情報」については、情報の更新、内容の見直しを適宜行い、より充実した情報の提供に努めていく。
- ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」において、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することで、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することにより、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げていく。

4 参考データ、関連政策評価等

【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】

- ・ワークショップに参加した満足度

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支援センター長向け	86.2%	81.1%	88.8%	88.5%
企画行政職向け		95.5%	95.0%	
相談員向け	91.8%	93.8%	95.1%	

- ・「女性に対する暴力の被害者への支援等にワークショップで得た情報を反映している」と回答した割合

	平成 25 年度
支援センター長向け	68.7%
企画行政職向け	71.4%
相談員向け	79.0%

【「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」におけるモデル事業実施団体】

平成 26 年度～9 団体

(北海道・群馬県・豊島区・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県・島根県・福岡県)

平成 27 年度～11 団体を予定

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

1 主な施策の取組状況 被害者からの相談に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行った。
2 取組結果に対する評価 警察では行為者の検挙、行政措置、被害者保護等に努めるなど、被害者等の安全確保に向けて組織による迅速・的確な対応を推進している。
3 今後の方向性、検討課題等 相談・保護等へ対応するため、引き続き組織による迅速・的確な対応を進めていくとともに、関係機関、民間団体等も積極的に関与していくことが必要である。
4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

1 主な施策の取組状況

DV被害女性に対する中長期的な支援については、婦人保護施設において行われ、退所された女性が円滑に地域生活を営めるように、退所後のアフターケアに係る事業について補助を行っている。

2 取組結果に対する評価

婦人保護施設退所者自立生活援助事業について、平成25年度は6都府県において実施された。

3 今後の方向性、検討課題等

婦人保護施設退所者自立生活援助事業について、引き続き実施することを予定している。

4 参考データ、関連政策評価等

児童虐待・DV統合補助金（本補助金の中で、婦人保護施設退所者自立生活援助事業を実施している。）

平成22年度予算額 2,505,705千円の内数

平成26年度予算額 3,742,620千円の内数

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**（分野名）第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****（施策名）1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり****エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり**

1 主な施策の取組状況 ①□安全・安心まちづくりの推進 ・ 防犯環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、各都道府県警察において、地方公共団体等と連携しながら、街頭防犯カメラの設置を促進するなど、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図るとともに、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っている。 ② 防犯対策の強化 ・ 交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図った。 ・ 被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施した。 ・ 平成24年5月、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進に関する留意事項について」及び平成26年2月、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」を都道府県警察に発出し、犯罪実態や防犯対策等の防犯に関する情報等の幅広い情報を多様な媒体を用いて発信するよう指示するなど、的確な犯罪情報の提供を推進している。 ・ 平成25年12月現在、全都道府県警察において、広報誌や電子メール等複数の媒体を活用しての情報発信がなされている。
2 取組結果に対する評価 ① 安全・安心まちづくりの推進 ・ 街頭防犯カメラの普及が図られたほか、平成26年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県で、防犯モデル駐車場制度は12都道府県で整備されることとなった。 ② 防犯対策の強化 ・ 地域の特性、犯罪発生状況等を勘案するとともに、相談者等の要望に応じたパトロールを適切に実施した。被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施し、防犯上の指導連絡や警察に対する要望等の聴取を行うなど、適切に対応した。 ・ 全都道府県警察において、地域の犯罪情勢を分析の上、犯罪発生情報や性犯罪の前兆となるような、声掛け等の不審者情報等について、多様な媒体を活用しての情報提供がなされている。
3 今後の方向性、検討課題等 ① 安全・安心まちづくりの推進 ・ 引き続き、関係機関・団体等と連携しつつ、街頭防犯カメラや各種制度の普及を図っていく。 ② 防犯対策の強化 ・ 引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図る。 ・ 引き続き、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進する。 ・ 今後において、さらに早期にかつ広範囲に情報発信が可能なツール及び住民のニーズに応じた情報提供の在り方について検討する。
4 参考データ、関連政策評価等 添付の犯罪実態等の提供に係る使用媒体等一覧表（実務統計）

犯罪実態等の提供に係る使用媒体等一覧表

平成 25 年 12 月 31 日 現在
警察庁生活安全企画課

	警察署数	新聞定期発信				広報紙・誌		ファックス		電光掲示板		定時番組の確保						ウェブサイト		電子メール				SNS サービス	カーナビ	アクトビラ (Tナビ)		その他		地図情報の活用							
		本紙記事		折込								テレビ		ラジオ		ケーブルテレビ				携帯電話		パソコン								活用有無		情報の内容					
		本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署	本部	署			ウェブ サイト	電子メー ル	その他の 地図	ウェブサ イト	電子メー ル	ウェブサ イト	電子メー ル					
合計	1174	20	91	9	364	41	1044	30	723	29	558	9	8	24	171	11	247	44	689	43	755	44	713	10	31	3	1	18	4	32	8	6	32	8	23	6	
北海道	69	○	9	○	9	○	69	○	13	○	69			○	21	○	4	○	69	○	69	○	69	○				○	16	○			○		○		
青森	18					○				○	7							○	18	○		○		○	○					○			○				
岩手	17	○	5		3	○	14	○	9	○	1	○		○	3		5	○	2	○	14	○	5		○				5	○			○		○		
宮城	24	○		○	2	○	24	○	6	○	6			○	3	○		○	24	○	8	○	7		○				8	○							
秋田	15						15		1		4						1			○	15								4								
山形	14				4	○	14	○	14	○	1			○				○	14	○		○							9								
福島	22	○	2		9	○	22	○	13		7			○	4		1	○	22	○		○			○			○	4								
警視庁	102		14		61	○	81		78		64		3		17		48		79	○	97	○	97	○						○	○	○	○	○			
茨城	28				5	○	22	○	19	○	2				2		1	○	4	○	28	○	28	○					12	○			○		○		
栃木	19	○			1	○	19	○	19	○	19	○		○		○		○	19		19	○	19					○		○			○				
群馬	15	○			4	○	15	○	15		6			○	5		3	○	4	○	15	○	15		○			○	○	○			○				
埼玉	39		10	○	16	○	27	○	36		21				5	○	10	○	26	○	8	○	17		○				○	○			○		○		
千葉	39	○	13	○	28	○	38		22	○	20	○		○	1		7	○	39		39	○	39		○				18	○			○		○		
神奈川	54		2	○	26	○	45	○	49	○	16				13		14	○	54	○	54	○	54				1		8		○		○		○		
新潟	30			○	7	○	22	○	19		2				7		2	○	2	○	15	○	7					9									
山梨	12				1	○	6	○	4								1	○	10	○		○		○					5			○	○	○	○		
長野	22	○			6	○	18		15		7				7		16	○	3	○	5	○	6		○			○	8	○				○			
静岡	27	○	2		3	○	27	○	19		11			○	9		4	○	10	○	21	○	13		○				27	○			○		○		
富山	15					○	15		5		9				1		6	○	15		15		15														
石川	12					○	12	○	1		1				2		3	○	8		12	○	12		○				4	○			○				
福井	11					○	11			○	1			○			1	○	11	○		○			○					○			○		○		
岐阜	22		1		2	○	18	○	15		7				2		3	○	3	○	22	○	22		○	○		○	○	○			○		○		
愛知	45		11		20	○	30	○	45	○	22	○		○	6		17	○		○	45	○	45	○	○			○			○		○				
三重	18		2		3		18		18		2	1		2	1		4			○	18	○	18		○				9	○			○		○		
滋賀	12	○	1		2	○	12	○	6	○	8	○			1		3	○		○	5	○	5						7				○		○		
京都	25				6	○	25		10	○	18				1		2	○	3	○		○		○	○			○	8	○			○				
大阪	65				63	○	63	○	63	○	63			○		○		○	65	○	65	○	65	○	○				○	○			○	○	○	○	
兵庫	48				18	○	48		33	○	31	○		○	10		12	○	48	○	13	○	17		○			○	15	○	○			○	○	○	
奈良	15					○	15	○	13		2			○	4		4	○		○	3	○	3		○			○	15	○	○			○	○	○	
和歌山	14				3	○	14	○		○	2			○	2			○		○	14	○	14		○			○	14	○			○		○		
鳥取	9	○			2		9	○	6	○	6						1	○	1	○	1	○	3					○	6	○			○				
島根	12	○		○	1	○	11		2		4						5	○	1	○	5	○	2	○	○				6	○			○		○		
岡山	22				2	○	22	○	14	○	16			○	1	○	2	○	2	○	1	○	2	○	○				13	○	○	○	○	○	○	○	
広島	28	○	6		9	○	25	○	19	○	11	○	3	○	6		11	○	28	○	28	○	28		○			○	28	○	○			○	○	○	
山口	16				1	○	16	○	10		6	○		○	3		7	○	6	○	13	○	14		○			○	3	○			○	○			
徳島	15			○		○	15			○	2						5	○	15	○	15	○	15						4	○			○		○		
香川	13	○				○	13	○	13	○	2					○		○	13	○	13	○	13		○				○	○					○		
愛媛	16			○		○	16	16		○	1				1	○	5	○	16	○	1	○	1					○	16								
高知	15	○				○	15	○	15	○	5			○			5	○	1	○								○	4								
福岡	34		3		13	○	26		8	○	28	○	1		7	○	5	○	10	○	17	○	17						13			○					
佐賀	10	○			3	○	10	○	2	○	6			○			6	○		○		○			○			○	4								
長崎	23				3	○	23	○	23	○	5				3	○	7	○	23	○		○			○			○	7	○			○				
熊本	23	○	3		12	○	16	○	17	○	7				1	○	3	○	1	○	23	○	23	○	○	○			4	○			○				
大分	15	○			2	○	13		6																												

※警察本部で実施している場合は○印、警察署で実施している場合は実施署数を表記している。

※その他は、防災無線、有線放送、青色回転灯装備車両、演劇、訪問、IP端末機器、移動交番車、テレビ電話、ツイッター、回覧板、スーパー等のレシート、駅等の掲示板、NHKデータ放送、スーパー等の店内放送、自動販売機のテロップ、デジタルサイネージ 等

提供している犯罪実態等の種類・内容別一覧表

平成25年12月31日現在
警察庁生活安全企画課

	犯罪（認知）情報							不審者情報					検挙（解決を含む）情報の提供										防犯情報
	住宅対象 侵入犯罪	街頭における 犯罪	性犯罪	特別法犯	少年被害	振り込め詐欺	その他	声かけ	公わい	わいせつ ・痴漢	つきまとい	その他	住宅対象 侵入犯罪	街頭における 犯罪	性犯罪	特別法犯	少年被害	振り込め詐欺	不審者情報として 発信したもの	その他	提供の有無		
合計	47	46	38	31	31	45		47	46	45	46		33	37	32	26	28	30	42		45		
北海道	○	○	○	○	○	○	事務所荒し、 車上ねらい等	○	○	○	○	悪質商法等	○	○	○	○	○	○	○	○	事務所荒し、車上ねらい等	○	
青森	○	○				○		○														○	
岩手	○	○	○	○	○	○	自転車盗、自動販売機ねらい、車上ねらい など	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
宮城	○	○	○	○	○	○	自転車盗、器物損壊コンビニ強盗	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
秋田	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
山形	○	○			○	○	強盗、行方不明事案	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	強盗、行方不明事案	○	
福島	○	○	○	○	○	○	強盗等凶悪犯罪、万引き、自転車盗 自動販売機ねらい	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
警視庁	○	○				○	管内住民等に対して特に周知すべき事案があれば、性犯罪を除き、 暴行・手口等の制限なく配信。	○	○	○	○	不審者による子どもに対する暴行、傷害、盗撮行為。	○	○					○	認知情報で配信した犯罪について検挙があれば配信。	○		
茨城	○	○	○	○	○	○	凶悪事件 行方不明事案	○	○	○	○	犯罪に至らない不審な言動	○	○	○		○	○	○	○	凶悪犯連続発生事案	○	
栃木	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
群馬	○	○	○	○	○	○	コンビニ強盗、金融機関強盗、店舗強盗、 ひったくり、行方不明事案	○	○	○	○	写真撮影、のぞき	○	○	○	○	○	○	○	○	コンビニ強盗、金融機関強盗、店舗強盗、行方不明者の発見	○	
埼玉	○	○	○	○	○	○	ひったくり、路上強盗、置引き	○	○	○	○	のぞき	○	○	○	○	○	○	○	○	ひったくり路上強盗	○	
千葉	○	○	○	○		○		○	○	○	○	車両誘い込み	○	○	○	○		○	○		○		
神奈川	○	○	○	○	○	○	置引き、万引き、出店荒し、ひったくり、空き巣、自転車盗、オート バイ盗、自動車盗、車上ねらい、自動販売機ねらい、強盗	○	○	○	○	不審者、脅迫、暴行、凶悪事件	○	○	○	○	○	○	○	○	出店荒らし、ひったくり、詐欺	○	
新潟	○	○	○	○	○	○	強盗、万引き、灯油・米の窃盗	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
山梨	○				○	○	出資法被害	○	○	○	○			○	○			○			○		
長野	○	○	○			○		○	○	○	○								○		○		
静岡	○	○	○					○	○	○	○	写真撮影、連れ去り、脅迫・暴行	○	○	○			○	○		○		
富山	○	○	○			○		○	○	○	○										○		
石川	○	○	○		○	○	自転車盗車上ねらい器物損壊自販機ねらい口	○	○		○	写真撮影粗暴迷惑行為 等	○								○		
福井	○	○	○	○	○	○	強盗等の凶悪事件	○	○	○	○								○		○		
岐阜	○	○	○	○	○	○	強盗事件(金融機関・コンビニ)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		
愛知	○	○		○	○	○		○	○	○	○	犯罪に至らない程度の不審な言動	○	○	○	○	○	○	○	○	先制、予防的活動にかかる検挙等の措置結果	○	
三重	○	○				○	強盗	○	○	○	○								○	事件事故情報	○		
滋賀	○	○	○	○	○	○	侵入(事務所、出店等) 街頭(ひったくり、車上等)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
京都	○	○	○		○	○	自転車盗・オートバイ盗・自動車盗・車上 ねらい・部品ねらい・ひったくり	○	○	○	○	凶器所持者の目撃情報	○	○	○		○	○	○	○	自転車盗・車上ねらい・部品ねらい・自動車盗・ひったくり	○	
大阪	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		
兵庫	○	○	○	○	○	○	・通り魔事件等社会的反響の大きな事件等	○	○	○	○	不審電話、無断撮影行為等		○	○	○	○	○	○	○	・認知時に配信した情報の検挙情報	○	
奈良	○	○	○	○	○	○	ひったくり、車上・部品ねらい	○	○	○	○	持ち伏せ、見張り、誘い込み、はいかい、盗撮、のぞき見、その他の暴力行為	○	○	○	○	○	○	○		○		
和歌山	○	○				○		○	○	○	○		○	○					○		○		
鳥取	○	○	○	○		○	自転車盗車上狙い	○	○	○	○	特殊詐欺関係(受け子人着)							○				
島根	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	盗撮	○	○	○	○	○	○	○				
岡山	○	○	○	○	○	○	凶悪犯罪等必要に応じて発信	○	○	○	○	子ども・女性被害の暴行・傷害等			○		○		○		○		
広島	○	○	○	○	○	○	侵入強盗、路上強盗、侵入窃盗、自動車盗、オートバイ盗、自転 車盗、ひったくり、置引き、車上ねらい、部品ねらい、器物損壊、 暴行・傷害、恐喝	○	○	○	○	不法侵入・のぞき	○	○	○	○	○	○	○	○	路上強盗、ひったくり	○	
山口	○	○	○	○	○	○	金融機関対象強盗、ひったくり	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	金融機関対象強盗ひったくり	○	
徳島	○	○				○		○	○	○	○								○		○		
香川	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○		○		○		○		
愛媛	○	○	○	○	○	○	乗り物盗、倉庫荒らし、ひったくり	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		
高知	○	○	○	○		○		○	○	○	○	盗撮等	○	○	○	○		○		捜査協力依頼事案の解決	○		
福岡	○	○	○	○	○	○	万引き	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		
佐賀	○	○	○	○		○	車上ねらい、自転車盗、オートバイ盗	○	○	○	○			○					○	行方不明事案	○		
長崎	○	○	○	○		○	車上ねらい、自動販売機ねらい	○	○	○	○	子どもに対する暴力行為、車両誘い込み		○	○				○		○		
熊本	○	○	○	○	○	○	コンビニ等対象の強盗等凶悪事件の発生	○	○	○	○	盗撮	○	○	○	○	○	○	○	○	コンビニ等対象の強盗等凶悪事件の検挙	○	
大分	○	○				○	行方不明事案	○	○	○	○			○					○		○		
宮崎	○	○	○	○		○	交通死亡事故発生情報、線路への置き石 事案情報、行方不明事案	○	○	○	○								○	強盗検挙、行方不明事案発見、認知情報で提供したもので検挙したもの	○		
鹿児島	○	○	○	○	○	○	非侵入窃盗その他(金属盗、農作物盗)	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○		
沖縄	○	○	○			○	電線盗難	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○		

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

1 主な施策の取組状況 ③ 加害者に対する再犯防止対策の推進 ・平成24年度に少年院における矯正教育プログラム（性非行）を開発し、平成25年度に集中的・専門的な指導を行う重点指導施設を定めて実施、平成26年度以降は各少年院における指導体制充実強化のため、指導職員の育成等を図ることとしている。
2 取組結果に対する評価 ③ 加害者に対する再犯防止対策の推進 ・各少年院における指導体制充実強化のため、指導職員に対し、育成研修を受講させ、指導体制の充実強化を図っている。
3 今後の方向性、検討課題等 ③ 加害者に対する再犯防止対策の推進 ・矯正教育プログラム（性非行）は、平成26年度から各少年院における指導体制の充実強化を図っているが、今後、その効果等の検証を行い、必要に応じてプログラムの内容を見直し、職員の指導力を更に向上させることによって、矯正教育の充実・強化を図ることとしている。
4 参考データ、関連政策評価等 特になし

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
オ 女性に対する暴力に関する調査研究等

1

主な施策の取組状況

</

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶****(施策名) (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり****オ 女性に対する暴力に関する調査研究等****1 主な施策の取組状況**

- 恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件を見ると、被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意識を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいという特徴があることが判明している。このため、この種事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を全国の警察本部に確立している。

2 取組結果に対する評価

- 各都道府県警察の積極的な事案対応等により、警察におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案の認知件数や検挙件数は増加傾向にある。

3 今後の方向性、検討課題等

- 引き続き、この種事案の特徴を踏まえ、被害者等の安全を確保することを最優先に、加害者の検挙等の措置を講ずるとともに、被害者の安全な場所への避難、身辺警戒等の被害者支援を迅速・的確に講じていく。

4 参考データ、関連政策評価等

○ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
ストーカー事案 (件)	16, 176	14, 618	19, 920	21, 089
配偶者からの暴力事案 (件)	33, 852	34, 329	43, 950	49, 533

○ストーカー事案の検挙状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
刑法・特別法検挙 (件)	877	786	1, 504	1, 574
ストーカー規制法違反検挙 (件)	229	205	351	402

○配偶者からの暴力事案の検挙状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
刑法・特別法検挙 (件)	2, 346	2, 424	4, 103	4, 300
保護命令違反検挙 (件)	86	72	121	110